

JUNE 2009
©Kyoto City

男女共同参画社会基本法



54/93

男女共同参画社会基本法について

男女共同参画社会基本法では、5つの基本理念が定められており、それに基づいて、国や地方公共団体・国民が果たすべき責務が明らかにされています。

基本理念

■男女の人権の尊重

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

■社会における制度又は慣行についての配慮

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

■政策等の立案及び決定への共同参画

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

■家庭生活における活動と他の活動の両立

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

■国際的協調

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

男女共同参画社会基本法の制定10周年を記念して、「男女共同参画シンボルマーク」が内閣府男女共同参画局で作成されました。このマークを積極的に活用して、地域や個人がより身近な問題として意識していくことが期待されています。使用に際しては、内閣府男女共同参画局のホームページをご参照ください。

URL <http://www.gender.go.jp/>



京都市文化市民局
共同参画社会推進部男女共同参画推進課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
Tel.075-222-3091 Fax.075-222-3223
http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-1-2-0-0_1.html

財団法人京都市女性協会——企画・編集
〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262
Tel.075-212-7490 Fax.075-212-7460
<http://wings-kyoto.jp>



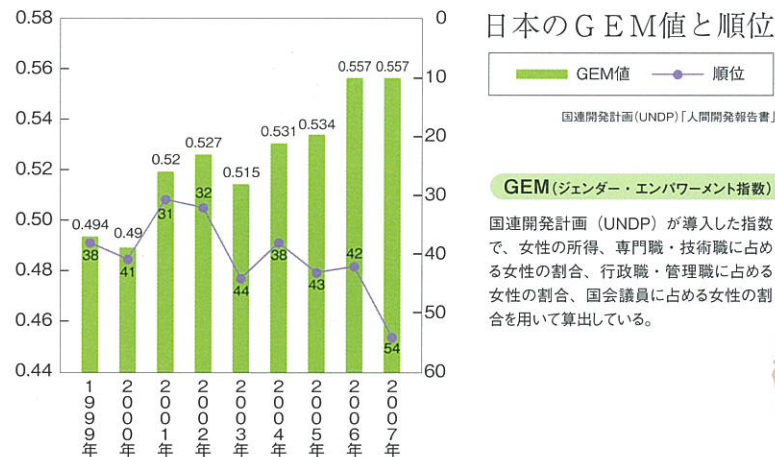
Gender equality



となると、女性の意思決定機関などへの社会的参画が、国際的に遅れていることがわかります。

様々な分野で、女性の参画が期待されていますが、単に女性が進出するだけでなく、その分野をリードする意思決定の場に、女性が進出していくことが重要です。女性が責任ある立場で意思決定の場に参画することによって、更に女性が進出しやすくなり、男女共同参画社会の実現が加速されることが、期待されています。

京都市においても、「意思決定の場への男女の均等な参画の促進」を方針に、審議会への女性の登用促進や企業等に意思決定の場に男女が共に参画できるような条件の整備を働きかけており、今後も、男女共同参画社会基本法、京都市男女共同参画推進条例の理念を実現するため、施策の充実を図っていきます。



男女共同参画社会基本法

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成21年で10年目を迎えます。

男女共同参画社会の実現が21世紀の日本の最重要課題と位置づけられ、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、取組を進めていくことを目的として、この法律は制定されました。

この法律では、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動への両立」「国際的協調」といった、男女共同参画社会の形成に関する5つの基本理念が定められ、その基本理念にのっとり、国や地方公共団体、そして国民一人ひとりの責務が明らかにされています。

我が国では、この法律に基づいて平成12年に男女共同参画基本計画を策定し、平成17年には第2次計画を策

定しました。近年では、女性の参画拡大や、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、地域における男女共同参画の推進など、様々な取組が進められてきましたが、十分な成果を達成できていないのが現実です。例えば、国連開発計画(UNDP)が発表している国際的な指標にGEM(ジェンダーエンパワメント指数)という数値があります。これは、女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できているかどうかを測る指数で、2007年、日本はGEM値が0.557で、1999年の0.494と比べると、上昇はしているものの、順位では102カ国中38位から93カ国中54位と後退しています。人間開発の度合いを測るHDI(人間開発指数)に男女間の不平等を調整したGDI(ジェンダー開発指数)では、157カ国中13位と、上位に位置していることと比